

日本における防災建築街区の更新に向けた 台湾・老街における亭仔脚の空間構成に関する研究

学籍番号：1815066

防災建築街区 老街 台湾
亭仔脚 リノベーション コンバージョン

氏名：山本 弓貴

指導教員：脇坂 圭一

1. はじめに

1-1. 研究の背景

1961年に防災建築街区造成法が制定され、1959~1976年の17年間に日本全国99か所に防災建築街区が造られた。(文1)そして同法の成立から約50年が経過し、東京や大阪などの都心部での再開発が進む一方、地方都市では防災建築街区の老朽化が問題となっており街区更新が喫緊の課題である。静岡県内の諸都市における防災建築街区でも同様に問題になっており江戸期以来の都市骨格を継承した空間構成は区分所有の考えの下で行われる再開発では現在の空間構成は失われてしまうため、空間構成を残しながら保存していくことが求められている。それに先立って、日本統治下(1895年~1945年)にあった台湾では台湾家屋建築規則(1900年)により亭仔脚の設置が義務化され、各都市で行われた市区計画により整備された街が、老街(ラオジェ)として現在も各地(迪化街、三峡老街、大溪老街等)に残存している。台北市による大稻埕歴史風貌特定専用区指定(2000年)といった法整備や各都市の行政による支援の下での改修・修繕・リノベーションを経て街区が再生し観光客や住民が集い賑わう場所へと生まれ変わっている。(表1-1)

1-2. 研究の位置づけと目的

既往研究として日本統治期における台湾・亭仔脚の法令化や近代都市計画の導入を明らかにした五島による研究(2009年)や日本統治期の台湾の都市法則の変遷について著した宮畑(2019年)による研究、日本統治期の軒下歩道(アーケード)の利用・管理について明らかにした西川らの研究(2014年)などがあり日本統治期の亭仔脚・老街の成立までの法制度の変遷や空間構成、使われ方についての研究は熟している。しかし、2000年代より台湾で行われている台湾老街の町並み保存事業については、法整備について明らかにした西川らの研究(2013年)や、台北における歴史地区保存の際に利用された容積移転制度の導入意義や課題を明らかにした蕭らの研究(2017年)があるが、これらの研究では法整備に焦点を当てており、改修が行われたことで変化し

た空間構成や用途、使われ方についてはいまだ明らかにされていない。(表1-2)そのため、本研究では台湾の老街の空間構成・用途・使われ方、加えて改修において整備された法律や制度の調査・分析を行うことで日本の地方都市の1つである静岡県に残存する防災建築街区との比較分析を行い防災建築街区の更新方法の可能性を探ることが目的である。

1-3. 用語の意味

(1)防災建築街区

街の不燃化を目的に一体的に整備された鉄筋コンクリート造の建物で構成される街区である。防災建築街区造成法(1961年)により促進される。

(2)老街(ラオジェ/Lǎo jiē)

老街とは中国語で昔ながらの街並みのことを指す。台湾においては清や日本による統治がされていた時代に造られた街並みのことである。

表1-1：日本と台湾の歩み

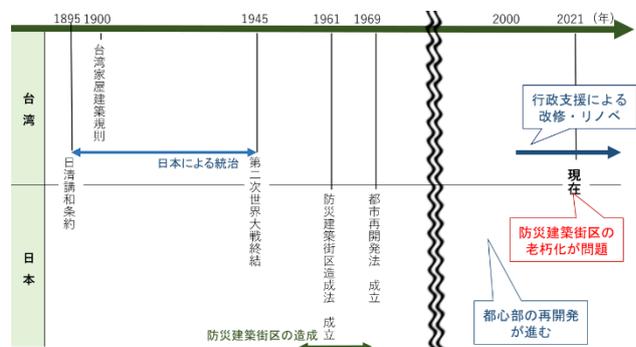


表1-2：既往研究まとめ

	日本統治期	近年
法制度	<ul style="list-style-type: none"> 日本統治下台北における近代都市計画の導入に関する研究 五島章 (2009年) 日本統治期台湾における都市法則の展開 宮畑加奈子 (2019年) 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的街区における容積移転制度の導入の意義と課題の解明 蕭 國偉 (2017年) 台湾老街における町並み保存事業について 西川博美(2014年)
使われ方・用途	<ul style="list-style-type: none"> 日本統治期の台湾における軒下歩道の利用と管理 西川博美(2014年) 	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">本研究</p>
空間構成	<ul style="list-style-type: none"> 台湾 鹿港における日本統治期の都市改造と亭仔脚付き街型の立面構成 平山由美子(2009年) 台北市迪化街におけるアーケード付き町屋建築の成立と変遷 李東明(2001年) 	

2. 研究対象・研究方法

2-1. 研究対象

台湾の三都市(台北市・新北市・桃園市)にある三つの老街と静岡県に残存する防災建築街区の研究を行っていく。一番の先行事例として台北市による法整備・プロジェクト支援による老街の保存・再生事業が行われているという理由から、迪化街一段(てきかがい/Dí huà jiē)を対象地とする。(図2)静岡県に残存する防災建築街区を取り上げるのは、地方都市の課題である市街地に残存する防災建築街区の更新方法を探るためだ。

表 2-1: 迪化街概要

迪化街一段(てきかがい)	
所在地	台北市大同区
建設年代	1850~1950
再生実施年	2000年~
街区規模	1100m



図 1: 台湾北部地図



図 2: 迪化街一段街区(立面)



図 3: 迪化街一段街区(路)

2-2. 研究方法

空間構成・用途・使われ方・法制度を調査した。

表 2-2: 研究方法

研究内容	研究方法
空間構成	Google earth を用いて各建物の構成要素 12 項目(建築様式、装飾、素材、階数、アーケード幅、道路幅、柱形状、柱スパン、間口、開口部形状、オーニングテント)
用途	Google earth を用いて老街を構成する建物の店名を調べ、用途を判明させる。
使われ方	Google earth を用いてアーケードと道路の使われ方を調査する。
法整備	中華民国各省庁や各市の行政サイトより台湾の法規や各都市の地方法規の変遷を調査する。

3. 迪化街一段の空間構成



図 4: 建築様式ごとの建物写真(表 3 と対応)

段とは街(路)をブロック分けされた区分を示す。迪化街一段は 5つの建築様式に区分され装飾や素材、柱形状、開口部形状に特徴がある。(表 3) 亭仔脚の幅及び道路幅は 1900 年に施工された台湾家屋建築規則の規定に基づいて整備されており、街区で統一されていた。

表 3: 迪化街一段の道路幅・亭仔脚幅

	道路幅	亭仔脚幅
台湾家屋建築規則	7m 以上	2.65m 又は 3.64m 以上
現 迪化街一段	約 7.6m	約 3.1m

4. 迪化街一段の用途

迪化街一段の用途は船荷の売問屋街であったことから現在も乾物や漢方薬、台湾茶、各種食料品を販売する店舗が 54%を占める。一方でコミュニティセンターや日常生活に必要な郵便局や銀行等の「利用する」建物が % 存在する。これは近年の URS(Urban Regeneration Station/都市再生基地)によるものであり、賑わいの創出に関わっていると考えた。又、今現在も建物改修が行われている建物が複数存在し、現在進行形で街区再生が行われている他、北へ進むほど空き家があり地区によって賑わいには差があることが判明した。最寄り駅(MRT 北門駅)が南側にあることでのアクセス問題や街区が約 1.1km と規模が大きいことが関係していると考えられる。

表 4: 迪化街一段における用途割合

	用途	割合
1	小売店	53.8%
2	飲食店	15.6%
3	利用する	15.6%
4	用途不明	14.9%
	合計	100.0%



図 5: URS44(文化体験)



図 6: 維鴻布行(小売店) ↑

5. 亭仔脚・道路の使われ方

5-1. 亭仔脚の使われ方

表 5-1: 迪化街一段における亭仔脚の使われ方

歩く	店舗	屋台	食事・休憩	車庫・物置
----	----	----	-------	-------

亭仔脚は歩くだけでなく、店舗の延長として利用される。台湾は外食文化が強いため、屋台で食べ物を買って、亭仔脚内に置かれた机・椅子で食事をする人も見受けられた。又、亭仔脚を完全な私有空間として車庫や物置として利用している場合もあり、完全に壁を設けた建物も存在した。以上から公共空間であるが私的空間でもある曖昧な空間として認識されていると考えられる。

5-2. 道路の使われ方

道路は車両の通行だけでなく、各種乗り物の駐車場、オーニングテントや看板の設置空間として使われていた。(図 5)



図 7: 道路の使われ方

6. 台北市の老街に関わる法制度

6-1. 2000年代の法制度



台北市では2000年に迪化街一段を含む大稻埕地区を大稻埕歴史風貌特定専用区に指定し(表6-1)用途の指定と歴史風貌特定専用区を出し地にして未利用部分の容積を他の土地(受け地)に移転することを可能にした。加えて、建物を改修した分に対する奨励容積が与えられることでより街区再生を推進した。

図8: 特定専用区概要地図 ↓表6-1: 容積移転制度計画一覧

計画名	容積移転制度
台北市大同区大稻埕周辺地区主要計画から大稻埕歴史風貌特定専用区への主要計画変更案(2000年)	迪化 TDR
大稻埕歴史風貌特定専用区細部計画(2000年)	
大稻埕歴史風貌特定専用区容積移転作業要点(2000年)	

6-2. 2010年代の法制度

台北市は2010年よりURS(Urban Regeneration Station/都市再生基地)の実施を始めた。この計画は台北市都市更新處が管理している歴史的建物を民間団体・企業に開放し都市の鍼の様に小さなことから徐々に効果を発揮することを狙いとするプロジェクトである。2020年時点で台北市内11か所の基地の内5か所が本地区に存在する。一例であるURS44(図5)では、大稻埕の歴史文化の体験ができるワークショップ、劇を行っている。

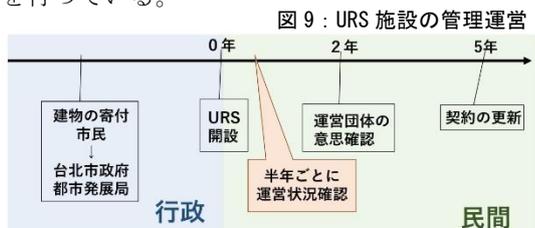


表3: 迪化街一段の空間構成(建築様式別)

	住所	155号	112号	108号	133号	7号
1	建築様式	ミンナン式	倣洋様式	洋様式	バロック式	近代建築式
2	装飾	無し	角型の文様、上部のバラベット、バルコニーの柵	上部のバラベット、バルコニー柵、植物の文様	植物の文様、せり出したバルコニー、ひし形文様、植物モチーフ装飾	ひし形の文様、バルコニーの柵
3	素材	煉瓦・石材・木材	煉瓦・石材・木材	煉瓦・石	煉瓦・モルタル	モルタル・コンクリート・タイル
4	階数(階)	1階	2階	2階	3階	4階
5	アーケード幅(m)	約3.1m	約3.1m	約3.1m	約3.1m	約3.1m
6	道路幅	約7.6m	約7.6m	約7.6m	約7.6m	約7.6m
7	柱形状	角柱	角柱	角柱・コリント式装飾柱	角柱	角柱
8	柱スパン	約5m	約5m	約5m	約5m	約5m
9	間口	約5m	約5m	約5m	約5m	約5m
10	間口部形状	平型	アーチ型・平型	平型	平型・アーチ型	平型
11	オーニングテント	無し	有り	有り	無し	有り
12	看板	無し	通りと2階上部に有り	通りと1階上部、店舗入り口に有り	通りと亭仔脚上部に有り	亭仔脚内部に有り

7. 老街の亭仔脚と静岡県の防災建築街区との比較・分析

7-1. 空間構成と用途の比較

迪化街一段と静岡県の防災建築街区を比較する。用途については両者同じように商業を中心とした構成である。空間構成は清水区・沼津市の防災建築街区と同じ構成をしているが道路幅・アーケード幅が異なる。迪化街一段の寸法の方がより人間スケールで考えられていると言える。

表7: 迪化街一段と静岡県の防災建築街区の道路・アーケード幅

	迪化街一段	浜松	静岡市葵区	静岡市清水区	沼津市
道路幅	約7.6m	16m	6m	6m	12.5m
アーケード幅	約3.1m	4.5m	4.5m	4m	3.75m

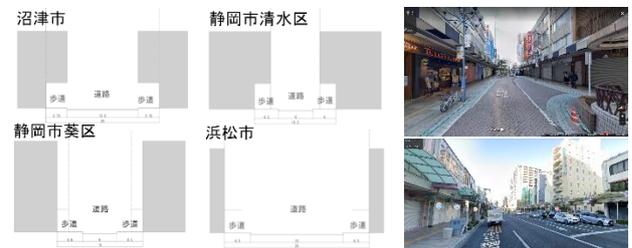


図10: 静岡県の防災建築街区の空間構成 図11: 静岡市葵区(上) 図12: 浜松市(下)

7-2. 使われ方の比較

街区の使われ方比較をすると、迪化街一段の方がより自由度が高いと言える。歩くだけでなく、亭仔脚にはみ出した店舗で買い物をしたり屋台で購入した食事や飲料を仮設の机・椅子を使って食べることも可能である。それは、法律に使い方の規定がされているかどうかには大きな違いがあると考えられる。空間構成が規定されている一方で、亭仔脚(アーケード部分)の所有が曖昧なため使い方に自由がある。



図 2：迪化街一段地図

8. 総括

第 1 章では本研究の概要を述べ、2 章では研究対象である迪化街一段と 4 つの研究方法を明示した。第 3 章では建物の建設年代ごとに事例を取り上げ 12 項目から空間構成の整理を行った。装飾・素材・柱や開口部

の形状といった意匠的な点では建築様式ごとに異なるが亭仔脚幅やスパンといった長さは統一されており整備の際に規定が明確に指定されていたと考えられる。第 4 章では用途を 4 つに大別し対象地の用途傾向を整理した。迪化街は淡水港に届く船荷の商売で発展した経緯を持つため、現在も乾物や漢方薬を販売する店舗が建ち並ぶ。又、2010 年から始まった URS の活動により迪化街一段に都市再生基地が点在する。民間団体・企業による建物運営によって新たな価値を創出し建物の再生に限らずコミュニティの再生を試みる動きを発見することができた。第 5 章では亭仔脚・道路の使われ方を整理した。道路幅が約 7.6m と狭い中、駐車場として使われていることで景観的に、且つ、通やすさに問題が生じており対策が必要である。亭仔脚は歩くだけでなく、物の購入や食事といった多様なアクティビティがあることを整理した。これは整備の際の規定は決まっているものの空間所有の曖昧さから使用方法に多様性が生まれていると考えられる。第 6 章では 10 年ごとに台北市の法整備を整理した。対象地では容積移転制度を利用することで建物再生を推進した。加えて 2010 年より台北市が民間支援を行いコミュニティ再生を図る URS(都市再生基地)計画が図られることでより建物再生に推進力を生んでいると考えられる。第 7 章では第 3～6 章で整理した迪化街一段についてと静岡県防災建築街区を比較・分析を行った。この 2 つの都市の比較で空間構成・用途・使われ方・法制度の違いを整理した。静岡県では空間構成だけでなく使い方も規定があることでアクティビティが限られるが、台北の迪化街一段では私有・公共空間の所有の曖昧さから使い方に幅が出ることでにぎわう空間が生まれていると考えられる。

参考文献

- 文 1：柳沢究・海道清信・脇坂圭一・米澤貴紀・角哲・川端一輝「防災建築街区の再生に見る都市空間更新の条件と可能性」、2020
- 文 2：片倉佳史、「台湾日本統治時代の 50 年」,祥伝社,2015
- 文 3：片倉佳史、「台北・歴史建築探訪,株式会社ウェッジ」,2019
- 文 4：五島寧、「日本統治下台北における近代都市計画の導入に関する研究」,2009
- 文 5：宮畑加奈子、「日本統治期台湾における都市法族の展開」,2019
- 文 6：西川博美、「日本統治期の台湾における軒下歩道の利用と管理」,2014
- 文 7：平山由美子、「台湾 鹿港における日本統治期の都市改造と亭仔脚付き街屋の立面構成」,2009
- 文 8：李東明・波多野純、「台北市迪化街におけるアーケード付き町屋建築の成立と変遷」,2001
- 文 9：蕭 閔偉・城所哲夫・瀬田史彦、「歴史的街区における容積移転制度の導入の意義と課題の解明」,2017
- 文 10：西川博美・中川理、「台湾老街における町並み保存事業について」,2014